

令和5年度 旭川市飲用水等確保対策補助金 ご案内

水道事業が未設置の地域等において公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図ることを目的に、飲用水等の確保が困難な市民に対し、供給施設等の設置費用の一部を補助します。



対象地域

- ◆ 旭川市水道事業区域、簡易水道事業区域、専用水道等の区域を除く旭川市内の区域（以下、水道未普及地域）
- ◆ 水道未普及地域以外であっても、水道事業等の利用が著しく困難な旭川市内の区域（以下、水道事業等利用困難地域）

※ 別図に水道事業等の区域を示しています。

※ その他詳細は補助金交付要綱をご確認ください。

補助対象者

- ① 申請時に水道未普及地域に住んでいる方で、水源の枯渇又は水質悪化により対象家屋における飲用水等の確保が困難となった方
- ② 申請後に水道未普及地域へ転居し、飲用水等の確保が必要な方
- ③ 申請時に水道事業等利用困難地域に住んでいる方で、水源の枯渇又は水質悪化により対象家屋における飲用水等の確保が困難となった方
- ④ 申請後に水道事業等利用困難地域へ転居し、飲用水等の確保が必要な方

※ 応募多数の場合は①から④の順で優先順位を付け、それでも予算額を超過する場合は抽選とします。

※ 10年以内に本補助金を利用した場合や利用した施設を有する場合は対象外になります。

※ 欠格事由に該当する方は対象外になります。（補助要綱第4条）その他詳細は補助金交付要綱をご確認ください。

対象事業

飲用水等の供給のために設置する施設の事業（井戸のボーリング工事等）及び水質検査に係る事業費（初回のみ）

※詳細については「補助対象事業」をご確認ください。

※ 既に工事請負契約が済んでいる場合や、工事に着手・完了している場合は対象外になります。

※ 複数の補助対象者が共同で供給施設を設置しようとする場合も補助対象となります。

補助金額

補助対象経費の1/2以内、限度額120万円（千円未満切捨）

※ 補助対象者につき120万円が限度額になります。

受付期間
及び
募集予算額

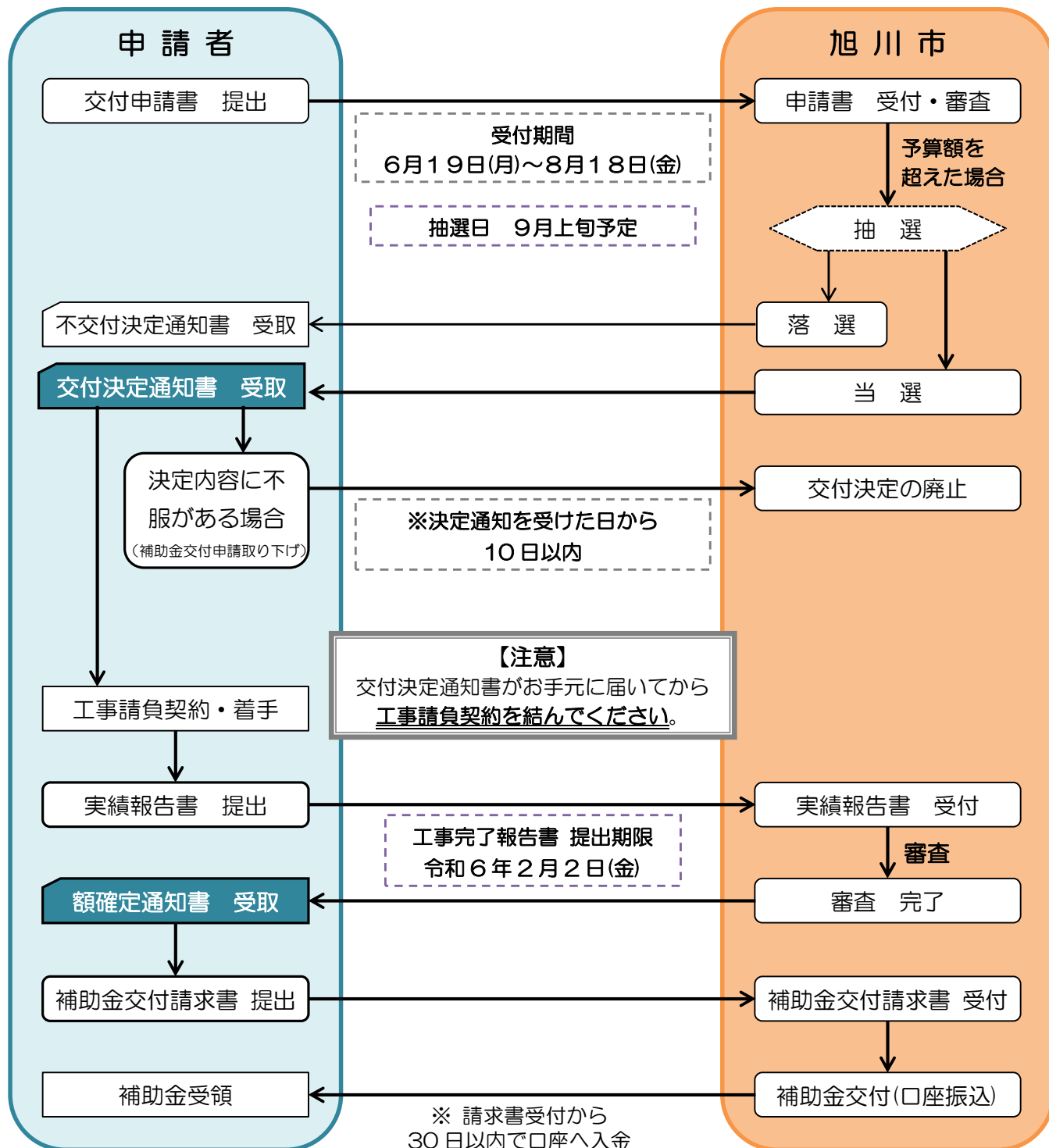
令和5年6月19日(月)～8月18日(金)
募集予算額 240万円

※ 郵送で申込みの場合は、受付期間内**必着**でお送りください。
※ 受付期間内に予算額を超えた場合は、抽選となります。

※ 次ページの「申請にあたっての注意事項」もお読みください ※



申請から補助金の支払までの手順の流れ



⚠ 申請にあたっての注意事項 ⚠

- 抽選等により補助事業者となった方は、**必ず『補助金交付決定通知書』が届いてから、請負契約を書面で締結して事業（工事）を始めてください。**
 - 申請受付後は書類を返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
 - 申請時や完了時の審査で、現地を確認する場合があります。
 - **提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。**
 - **工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きが必要になる場合があります。**
 - 地下水のくみ上げを行う場合には、直接的及び間接的な損害について、いかなる場合も申請書の責任において対処してください。
- 判断が難しい場合は、事前に地域振興課 ☎（0166）25-5316 へ御相談ください。



手順に必要な書類（申請時、内容変更時、実績（工事完了）報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類 ※申請方法については7ページを御確認ください。

①補助金交付申請書	所定の様式（様式第 1-1 号，様式第 1-2 号）
②位置図	事業予定箇所が分かる地図
③工事設計図書	施工予定業者が作成した図面等
④工事見積書（写し）	施工予定業者が作成した見積書（内訳が分かるもの）
⑤土地使用承諾書	申請者の所有地以外で供給施設を設置する場合
⑥申請者の納税証明書 （市税の滞納のない証明）	市役所総合庁舎 2 階⑩番窓口又は各支所で交付 （1 部 300 円，提出する日から原則 3 か月以内のもの） ※課税されていない方も提出が必要です
⑦その他	市長が必要と認める書類

内容変更時に必要な書類（変更承認書類）※変更が生じた場合は速やかに提出してください。

①変更承認申請書	所定の様式（様式第 5 号）
②変更工事設計図書	施工業者が作成した図面等（変更理由・内容が分かるもの）
③変更工事見積書（写し）	施工業者が作成した変更見積書（内訳が分かるもの）
④その他	工事請負契約書の写し等

完了時に必要な書類 ※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：令和 6 年 2 月 2 日（金）

①補助金実績報告書	所定の様式（様式第 7 号）
②工事請負契約書の写し	契約日は「補助金交付決定通知書」の交付日以降となります ※申請者と契約者が異なる場合は、関係性を示す書類が必要です
③補助事業に係る請求書等	補助事業に係る請求書，領収書の写し（請求範囲が分かるもの）
④水質検査結果の写し	補助要綱第 6 条第 1 項に規定する水質検査の結果の写し

⑤工事写真	着工前・工事中・完成が分かる写真 ※共同利用の場合は共同で利用できることが分かる写真が必要です
⑥竣工図面（完成図面）	施工業者が作成した平図面等 ※共同利用の場合は共同で利用できることが分かる図面が必要です
⑦柱状図	ボーリング工事を実施した場合
⑧その他	市長が必要と認める書類

※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求めています。

※ 郵送で提出する場合は、必ず封筒に差出人の住所・氏名を記載して、**期間内必着**でお送りください。

※ 各様式はホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 補助・融資・支援 > 補助制度 > 旭川市飲用水等確保対策補助金

申請窓口・お問合せ先

旭川市 地域振興部 地域振興課 ☎ (0166) 25-5316
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階
Email: chiikishinko@city.asahikawa.lg.jp



旭川市 HP

補助対象事業

飲用水確保対策工事	1 取水に必要な施設を設置する工事 ・井戸・集水埋きょ・貯水池 ・取水ポンプ等（電気工事費も対象）・その他取水に必要な施設
	2 導水に必要な施設を設置する工事 ・水源から貯水施設等に設置する導水管等
	3 浄水に必要な施設を設置する工事
	4 送水に必要な施設を設置する工事 ・滅菌装置等、浄水に必要な施設 ※既に飲用に適合する水への浄水装置等は除く
	5 配水に必要な施設を設置する工事（宅内配管等は除く） ・貯水施設等から設置する配水管等
	6 水質検査費用（初回のみ） ・北海道飲用井戸等衛生対策要領 第4-3(5)の規定による水質検査

※ 原則として、飲用、炊事用及び浴用その他日常生活に必要な水の確保対策事業に限ります。

※ 単なる修理や部品交換等、簡易的なものは対象になりません。

※ 過去10年以内に本補助金を受けたことがある者、補助金を受けて設置した供給施設を使用している者、補助金を受けて設置した供給施設を水源とする対象家屋を所有する者は対象外です。

※ 判断が難しい場合は、事前にご相談ください。

旭川市飲用水等確保対策補助金 Q & A

制度の利用に関すること

Q1	工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。
A1	できません。補助金の交付決定前に工事契約を結んだり、工事着手した場合は対象外になります。
Q2	過去に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。
A2	最後に利用されてから10年以上経過した場合は、同じ補助制度の申請が可能です。
Q3	指定の施工業者はありますか。また紹介してもらえますか。
A3	施工業者の指定や紹介は行っていません。
Q4	自分で設備機器を購入し、その取付けのみ施工業者に依頼する工事は対象になりますか。
A4	対象になります。申請には設備機器の見積書及び施工業者の見積書が必要になります。
Q5	親の住んでいる住宅について、別居している子が工事請負契約してもいいですか。
A5	別居している子でも、住宅に居住している親に代わって請負契約することができます。※工事完了報告時に親子関係を示す書類を提出していただきます。

対象となる住宅に関すること

Q6	建物の一部に店舗や事務所等を併設している住宅は対象になりますか。
A6	居住の用に供する建物部分で、飲用、炊事用及び浴用その他日常生活に必要な水を確保する事業は、対象となります。
Q7	二世帯住宅は申請できますか。
A7	いかなる構造の二世帯住宅も一戸建住宅として扱い、一方の世帯主が申請可能です。

対象となる事業に関すること

Q8	農業用井戸の増設や新設は対象になりますか。
A8	対象外です。飲用、炊事用及び浴用その他日常生活に必要な水を、供給するための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設等を設置する事業が対象事業になります。

申請の手続に関すること

Q9	見積書は補助金の補助対象と補助対象外とに分ける必要がありますか。
A9	必要ありません。ただし、工事の種類に補助対象工事と対象外工事が含まれる場合は、その内訳を明記してください。判断が難しい場合は、お問い合わせください。
Q10	複数の施工業者に分けて発注する場合、申請時に添付する見積書はどうしたらよいですか。
A10	それぞれの見積書を全て添付し、申請書の「補助対象工事費」には全ての工事の総額を記入してください。
Q11	申請などの手続きは申請者本人が行わなければならないですか。
A11	申請者以外の方でも手続きできますが、必ず申請者本人が申請内容を確認してください。

旭川市飲用水等確保対策補助金 申請方法のご案内

「旭川市飲用水等確保対策補助金 ご案内」(パンフレット)をよくお読みいただき、次のいずれかの方法で申請手続きを行ってください。

申請時に必要な書類は3ページをご確認ください。

■郵送申請

必要書類を全て揃えて、必ず封筒に差出人の住所・氏名を記載して以下郵送先まで送付してください。郵送申請は、受付期間内**必着**まで有効です。

■窓口申請

必要書類を全て揃えて、受付期間内に申請窓口まで持参してください。

開庁時間：平日 午前8時45分～午後5時15分

※申請内容の確認に時間を要する場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

なお、各支所や地区センター等では申請できませんので、ご注意ください。

《 申請窓口・郵送先 》

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎3階
地域振興部 地域振興課 ☎25-5316
E-mail: chiikishinko@city.asahikawa.lg.jp

